

アスファルト混合物事前審査要領細則

(九州地区)

令和 7 年 3 月

国土交通省九州地方整備局

目 次

第 1 条	目 的	[1]
第 2 条	審査対象混合物	[1]
第 3 条	審査項目および基準値等	[2]
第 4 条	審査機関の業務	[3]
第 5 条	申請手続き	[3]
第 6 条	指定試験機関の要件	[4]
第 7 条	立会審査の項目	[4]
第 8 条	更新時確認試験	[4]
第 9 条	確認試験用供試体の試験項目および試験方法	[5]
第 1 0 条	確認試験供試体の種類、個数および質量	[5]
第 1 1 条	確認試験用材料および混合物のサンプリング方法	[5]
第 1 2 条	確認試験用供試体の作製方法	[6]
第 1 3 条	確認試験用供試体の梱包	[6]
第 1 4 条	確認試験用供試体の封印	[7]
第 1 5 条	確認試験結果の算出	[7]
第 1 6 条	確認試験結果の報告	[7]
第 1 7 条	合否判定基準	[8]
第 1 8 条	留意事項の通知	[9]
第 1 9 条	認定証の管理	[10]
第 2 0 条	改善事項の通知	[10]
第 2 1 条	認定事項の変更	[10]
第 2 2 条	認定証の特例認定期間	[10]
附 則		
別紙－ 1		

(目 的)

第 1 条 本細則は、「アスファルト混合物事前審査要領」の運用に必要な細部事項を定めたものである。

(審査対象混合物)

第 2 条 「アスファルト混合物事前審査要領」(以下、要領という) 第 7 条で定める事前審査対象混合物は、原則として表－ 1 に示す種類とし、申請者はこの中から該当の混合物を選定し申請を行う。

表－ 1 審査対象混合物一覧表

使用 場所	アスファルト混合物名称	最大 粒径 (mm)	一般混合物				再生混合物	
			標準混合物		耐流動混合物		標準混合物	
			50 回	75 回	50 回	75 回	50 回	75 回
上層路盤	アスファルト安定処理混合物	40, 30	V-01	—	—	—	R-01	—
基 層	粗粒度アスファルト混合物	20	V-02	V-02A	—	V-03A	R-02	R-02A
表 層	密粒度アスファルト混合物	20	V-04	V-04A	—	V-05A	R-04	R-04A
		13	V-06	V-06A	—	V-07A	R-06	R-06A
	細粒度アスファルト混合物	13	V-08	V-08A	—	—	R-08	R-08A
	密粒度キヤップアスファルト混合物	13	V-09	V-09A	V-17	V-17A	R-09	R-09A
	開粒度アスファルト混合物	13	V-10	V-10A	—	—	R-10	R-10A
	ポ ーラスアスファルト混合物	20	—	—	V-11	—	—	—
		13	—	—	V-12	—	—	—
	透水性アスファルト混合物	13	V-13	—	V-14	—	—	—

注－ 1) 混合物種は、混合物記号により表示する。「V」は一般混合物を示し、「R」は再生混合物を示す。また、75 回突固めの混合物は、末尾に「A」を示す。

注－ 2) 同一記号混合物複数申請の場合の記号の付け方

混合物記号に「a」、「b」、「c」等を付けて区別する。(例：V-05A、V-05Aa、V-05Ab)

(なお、同じ混合物に対し、使用するバインダーの種類および生産者、骨材の種類および産地が異なる材料を使用する混合物を複数申請する場合に使用する)

注－ 3) スラグ入り混合物申請の場合の記号の付け方

混合物記号に「s1」、「s2」、「s3」、「ss」等を付け区分する。(例：R-02s1、R-06ss)

s1：鉄鋼スラグ

s2：一般廃棄物焼却灰溶融スラグ

s3：下水汚泥焼却灰溶融スラグ

ss：上記スラグを複数組合せて使用する場合

（審査項目および基準値等）

第3条 要領第8条で定める審査項目は、（1）、（2）に示し、その基準値等は、（3）に示す。

（1）一般混合物

- ① 混合物に使用する原材料（砕石、砂、石粉、アスファルト等）の基準試験結果
- ② 混合物の室内配合設計結果および現場配合設定結果（配合比率、粒度、設計アスファルト量、マーシャル特性値、理論最大密度、基準密度、混合温度および必要に応じて動的安定度、透水係数等）
- ③ 混合物の確認試験、追加試験結果（マーシャル特性値、密度、粒度、アスファルト量、および必要に応じて動的安定度等）
- ④ 混合所の設備調査結果（別途定めた混合所設備調査表による）
- ⑤ 立会審査結果
- ⑥ アスファルト混合所立入調査結果

（2）再生混合物

- ① 補足材（砕石、砂、石粉、新アスファルト、再生用添加剤等）の基準試験結果
- ② 再生骨材についての材料試験結果（粒度、旧アスファルト量、旧アスファルトの針入度、洗い試験による損失量等）
- ③ 再生混合物の室内配合設計結果および現場配合設定結果（再生骨材配合率、粒度、再生アスファルト設計針入度、回収アスファルトの針入度、回収アスファルト量、新アスファルト量、添加剤添加量、設計再生アスファルト量、マーシャル特性値、理論最大密度、基準密度、混合温度および必要に応じて動的安定度等）
- ④ 再生混合物の確認試験、追加試験結果（マーシャル特性値、密度、粒度、アスファルト量および必要に応じて動的安定度等）
- ⑤ 再生アスファルト混合所の設備調査結果（別途定めた再生アスファルト混合所設備調査表による）
- ⑥ 再生骨材に関する日常管理試験結果（粒度、旧アスファルト量、旧アスファルトの針入度、洗い試験による損失量等）
- ⑦ 立会審査結果
- ⑧ 再生アスファルト混合所立入調査結果

（3）基準値等

上記（1）、（2）で規定する審査項目の基準値等は、「国土交通省土木工事共通仕様書」、「国土交通省土木工事設計要領」およびJIS規格に準拠する。

ただし、設計アスファルト量および設計再生アスファルト量は、委員会（平成18年9月8日開催）の取り扱いによる。

(審査機関の業務)

第4条 委員会の運営に関する業務

2. 立入調査部会の運営に関する業務
3. 事前審査申請書類の受付けおよび書類審査に関する業務
4. 審査および合否判定資料の作成に関する業務
5. 認定証の発行事務および審査結果の公表・報告に関する業務
6. 確認試験に関する事務連絡等の業務
7. 立入調査部会員の技術研修に関する業務

(申請手続き)

第5条 要領第9条で定める事前審査の申請手続きは、次の各項に示す。

(1) 受付け

事前審査の申請受付期間は、年間を通してそのつど審査機関が定めるものとする。
なお、要領第17条第2項(2)の事由により、新たに申請を行う場合は、混合物の製造が可能になった時点で、予め審査機関の長に届け出て申請を行うことができるものとする。

(2) 申請回数

事前審査の申請回数は、1混合所当たり年1回を基本とする。但し、特別な事由のある場合は、予め審査機関の長に届け出て申請を行うことができるものとする。

(3) 申請書の提出

申請者は、「アスファルト混合物事前審査申請書(様式については別途定める)」を審査機関に提出する。

(4) 審査用書類の送付

審査機関は、「アスファルト混合物事前審査申請書(様式については別途定める)」に基づき申請者に「アスファルト混合物事前審査用書類(様式については別途定める)」を送付する。

(5) 審査用書類の作成および提出

申請者は、申請混合物ごとに次の各号に定める審査用書類(様式については別途定める)を、審査機関に提出する。

① 一般混合物の申請(様式については別途定める)

- 1) 使用骨材試験成績表、使用アスファルト試験成績表
- 2) アスファルト混合物配合設計書
- 3) アスファルト混合物現場配合設定書
- 4) 混合所設備調査表

② 再生混合物の申請(様式については別途定める)

- 1) 再生混合物用骨材試験成績表、再生アスファルト試験成績表
- 2) 再生混合物配合設計書

- 3) 再生混合物現場配合設定書
- 4) 再生骨材品質管理結果一覧表
- 5) 再生混合物混合所設備調査表
- ③ 誓約書（様式については別途定める）
- ④ その他必要な書類
- （6）確認試験用供試体等の作製および送付

申請者は確認試験用供試体等を作製し、別途指示する指定試験機関に送付する。

（指定試験機関の要件）

第6条 要領第11条2項に定める指定試験機関は、国または地方自治体の附属機関あるいは認可法人の試験機関で、次の各項に示す要件を満たしていること。

- （1）アスファルト舗装に関する試験を行う設備が十分に整備されていること。
- （2）アスファルト舗装に関する試験を行う専門の技術者を擁していること。
- （3）その他、アスファルト舗装に関する試験を行う上で十分な実績を有していること。

（立会審査の項目）

第7条 要領第10条に定める立会審査の審査項目は、次の各項に示す。

- （1）認定条件（計量器の検査、温度計の検査、コールドフィーダのキャリブレーション）の実施状況確認
- （2）申請混合物の提出書類の確認
- （3）混合所設備および試験室設備の調査確認
- （4）使用材料の確認
- （5）混合物の製造状況確認
- （6）申請混合物の確認試験用供試体等の確認
- （7）申請混合物の採取（1種類）によるサンプリングおよび確認試験用供試体の作製立会
- （8）確認試験用供試体の梱包、封印の立会

（更新時確認試験）

第8条 要領12条(1)項に定める更新時の確認試験は、次の各項に示す要領で行う。

- （1）確認試験を実施する代表混合物の数は、申請混合物数の半数以上で最小となる混合物数とし、代表混合物による確認試験の結果全てが、細則に示す合否判定基準を満足していれば、申請混合物全てが基準を満足しているものとする。
- （2）代表混合物による確認試験結果が、合否判定基準を満足しない場合は、追加試験を実施する。追加試験は、代表混合物以外の申請混合物全てについて行う。

(確認試験用供試体の試験項目および試験方法)

第 9 条 確認試験用供試体の試験項目および試験方法は、次の各項に示す。

(1) マーシャル安定度試験および密度試験

(社)日本道路協会編「舗装調査・試験法便覧(以下、「試験法便覧」という) B001

① マーシャル安定度試験方法」および「B008 ① アスファルト混合物の密度試験方法」に準拠する。

(2) アスファルト抽出試験

試験法便覧「G028 ① アスファルト抽出試験方法」に準拠する。

(3) 抽出後の骨材ふるい分け試験

試験法便覧「A003 ① ⑤ 骨材のふるい分け試験方法」に準拠する。

(4) ホイールトラッキング試験

試験法便覧「B003 ① ホイールトラッキング試験方法」に準拠する。

(確認試験用供試体の種類、個数および質量)

第 10 条 確認試験用供試体の種類、個数および質量は以下の通りとする。

(1) マーシャル安定度試験および密度試験用供試体

: 各混合物種に対し 3 個

(2) 抽出試験用混合物試料

: 1,000～1,100 g / 1 試料当たりとし、
1 混合物につき 3 試料採取。

(3) ホイールトラッキング試験用供試体等: 耐流動混合物申請者に限る。混合所で
作製したホイールトラッキング試験用
供試体 3 個、またはホイールトラッキ
ング試験用供試体 3 個 (約 12kg/個)
作製に要する量の材料(粗骨材、細骨材、
石粉、ダスト、バインダー)。

(確認試験用材料および混合物のサンプリング方法)

第 11 条 確認試験用材料および混合物のサンプリング方法は、次の各項による。

(1) 材料 (ホイールトラッキング試験供試体作製用)

① 粗骨材: 現場配合率による必要量採取

② 細骨材: 現場配合率による必要量採取

なお、バッチ式の場合はホットビンから、連続式の場合はコールドビンから採
取する。

③ 石 粉: 石粉サイロ、石粉エレベータまたは石粉計量ビンのいずれからか現場配
合率による必要量採取

④ ダスト: 回収装置より採取

⑤ バインダー：アスファルトタンクから現場配合率による必要量採取

⑥ その他：現場配合率による必要量採取

(2) 混合物（マーシャル安定度試験および密度試験供試体作製用、抽出試験用）

混合所で混合した現場配合の混合物について、試験法便覧「G026 ⑤アスファルト混合物のサンプリング方法」に準拠し、サンプリングを行う。

（確認試験用供試体の作製方法）

第 1 2 条 確認試験用供試体の作製方法は、次の各項による。

(1) マーシャル安定度試験および密度試験用供試体

本細則第 1 1 条 (2) によりサンプリングした混合物を用い、試験法便覧「B001

①マーシャル安定度試験方法」に準拠し作製する。

(2) 抽出試験用試料

本細則第 1 1 条 (2) によりサンプリングした混合物を用い、試験法便覧「G028

①アスファルト抽出試験方法」に準拠し試料を準備する。

(3) ホイールトラッキング試験用供試体

本細則第 1 1 条 (1) によりサンプリングした材料を用い、試験法便覧「B003 ①ホイールトラッキング試験方法」に準拠し作製する。

（確認試験用供試体等の梱包）

第 1 3 条 確認試験用供試体等の梱包方法は、次の各項による。

(1) マーシャル安定度試験および密度試験用供試体

マーシャル安定度試験および密度試験用供試体は、輸送中に変形あるいは崩壊しないように適切な仕切り、または緩衝材を設け、まとめて梱包する。

(2) 抽出試験用混合物試料

抽出試験用混合物試料は、放冷した後、試料の全量を適当な大きさの離型紙で包むか、またはビニール袋に入れ、まとめて梱包する。

(3) ホイールトラッキング試験用供試体

ホイールトラッキング試験用供試体は、輸送中に変形あるいは崩壊しないように厚手の合板等で仕切り、または緩衝材を設け、まとめて梱包する。

(4) ホイールトラッキング試験供試体作製用材料

ホイールトラッキング試験供試体作製用材料は、ホットビン等からの採取骨材、石粉およびダストをそれぞれ現場配合に従って計量（供試体 1 個当たり合計約 1 2 kg）し、別々に袋に詰めてさらに供試体 1 個分としてまとめて袋詰めする。

また、バインダーについては約 2 リットル入りのスチール缶に入れ、それらを一括して適当な大きさの段ボール箱にまとめて梱包する。

(確認試験用供試体等の封印)

第 1 4 条 確認試験用供試体、試料および材料は、次の各項に示す方法により明記し、封印したあとに指定試験機関に送付する。

(1) マーシャル安定度試験および密度試験用供試体

各供試体の表面に混合物記号を直接記入、または貼付する。

(2) 抽出試験用混合物試料

各試料ごとに袋詰めし、混合物記号を記入した用紙を袋の中に入れるか、または袋の表面に直接記入、または貼付する。

(3) ホイールトラッキング試験用供試体または供試体作製用材料

供試体は、表面に混合物記号を直接記入、または貼付する。

供試体作製用材料は、各材料を入れた袋および缶の表面に混合物記号を直接記入、または貼付する。

(4) 封 印

立入調査部会員立ち会いのもとに、上記 (1)、(2)、(3) の供試体および試料は、段ボール箱等に梱包し、封印紙を取り出し口に貼付する。(封印紙については、別途定める。)

(確認試験結果の算出)

第 1 5 条 確認試験結果の算出は、次の各項に示す方法で行うものとする。

(1) マーシャル安定度試験および密度試験は、混合物に対して各 3 個ずつ行い、マーシャル特性値は 3 個の平均値とする。

(2) 抽出試験においては、抽出試験用試料 3 個の試料について試験を行い、その平均値とする。

(3) ホイールトラッキング試験は、混合物に対して各 3 個の試験を行い、その平均値とする。

(確認試験結果の報告)

第 1 6 条 指定試験機関は、次の各項に示す項目について確認試験結果の報告を行うものとする。

(1) 密度試験結果

(2) マーシャル安定度試験結果による特性値

(3) アスファルト抽出試験結果

(4) 抽出後の骨材ふるい分け試験結果

(5) ホイールトラッキング試験結果 (耐流動混合物を対象とする)

(合否判定基準)

第 17 条 要領第 13 条に定める事前審査の合否判定基準は、次項 (1) の認定条件のほか、一般混合物は (2) 項、再生混合物は (3) 項を満足しなければならない。なお、不適合の取扱いと再審査は (4) 項に準ずる。

(1) 認定条件

- ① 計量器の定期検査が行われ、その記録が保管されていること。
- ② キャリブレーションカーブが設定され、その記録が保管されていること。
- ③ 各温度計の定期点検が行われ、その記録が保管されていること。

(2) 一般混合物の場合

① 粒度およびアスファルト量 (確認試験用試料)

・現場配合の粒度に対して

加熱アスファルト安定処理混合物の場合	: 2.36 mm ; ±8.5%以内 75 μ m ; ±3.5%以内
加熱アスファルト混合物の場合	: 2.36 mm ; ±7.0%以内 75 μ m ; ±3.0%以内

・現場配合のアスファルト量に対して

加熱アスファルト安定処理混合物の場合	: -0.7%以上
加熱アスファルト混合物の場合	: ±0.5%以内

② マーシャル安定度試験基準値 (確認試験用供試体)

「国土交通省土木工事共通仕様書」で規定するマーシャル安定度試験基準値を満足すること。ただし、「国土交通省土木工事共通仕様書」に記載のない混合物は、「国土交通省土木工事設計要領」による。

③ ホイールトラッキング試験の基準値 (確認試験用供試体)

ホイールトラッキング試験は、必要に応じ実施する。

動的安定度 (DS 値)	I 型	: 3,000 回/mm 以上
	II 型・H 型	: 5,000 回/mm 以上

④ 製造設備

目標とした一般混合物が連続して製造、出荷できる製造設備であること。

⑤ 混合所立入調査総合評価

規準による総合評価が「B」以上のこと。

(3) 再生混合物の場合

① 再生骨材 (配合設計時試験データ)

- ・旧アスファルト含有量 : 3.8%以上
- ・旧アスファルト針入度 (25℃ 1/10mm) : 20 以上
- ・骨材の微粒分量試験で 75 μ m を通過する量 : 5%以下

② 再生混合物の粒度および再生アスファルト量 (確認試験用供試体)

・現場配合の粒度に対して

再生加熱アスファルト安定処理混合物の場合	: 2.36 mm ; ±8.5%以内
	75 μ m ; ±3.5%以内
再生加熱アスファルト混合物の場合	: 2.36 mm ; ±7.0%以内
	75 μ m ; ±3.0%以内

・現場配合の再生アスファルト量に対して

再生加熱アスファルト安定処理混合物の場合	: -0.7%以上
再生加熱アスファルト混合物の場合	: ±0.5%以内

③再生混合物のマーシャル安定度試験基準値（確認試験用供試体）

「国土交通省土木工事共通仕様書」で規定するマーシャル安定度試験基準値を満足すること。

④製造設備

目標とした再生混合物が連続して製造、出荷できる製造設備であること。

⑤ 混合所立入調査総合評価

規準による総合評価が「B」以上のこと。

(4) 不適合の取扱いと再審査

①確認試験の結果、申請混合物の35%以上が不適合となった場合、当該混合所の全申請混合物を不適合とする。

②不適合になった混合物は、再度、新規申請を行い、審査を受けることができる。

(審査結果の通知)

第18条 委員会は、委員会の次の各号に示す審査結果を申請者に文書で通知する。

1. 留意事項

(1) 実施勧告

実施勧告は、立入調査までに改善を必ず実施しなければならない事項で、改善が実施されない場合は、原則として認定取消しとなる。

(2) 改善指導

改善指導は、企業努力として改善を実施すべき事項で、繰り返し改善指導（3回連続、又は通算4回）しても改善されない場合は、原則として認定取消しとなる。

なお、改善指導に対する規定の詳細については、別紙-1に示すとおりとする。

(3) 助言

助言は、改善が望ましいとする参考意見で、実施の有無は認定取消しの対象としない。

2. 総合評価

立入調査結果に基づく調査混合所の総合評価

（認定証の管理）

第19条 混合所は、認定混合物の出荷に際し、認定証(写)の発行を管理簿により適切に管理しなければならない。

（改善事項の通知）

第20条 立入調査部会長は、立会審査および立入調査結果をもとに、改善事項を混合所に文書で通知する。改善事項の通知を受けた混合所は、すみやかに改善計画書を提出しなければならない。

（認定事項の変更）

第21条 要領第17条に定める認定事項の変更の内容は、次の各項に定める。

（1）原材料の変更となる事項

粗骨材、細骨材、フィラーおよび同一規格のストレートアスファルトを除くアスファルトの変更

（2）混合所設備の改築となる事項

認定混合物の性状に影響を与える箇所で、製造能力、ふるい方式、ホットビン、ミキサ、再生骨材用ドライヤおよび再生骨材製造設備等の変更

（認定証の特例有効期間）

第22条 要領第16条の再申請により認定された混合物、および要領第17条第2項（2）の混合所設備の新築・改築後に新たに申請を行い認定された混合物の認定後の有効期間は、特例として次の各号に定める。

（1）再申請により認定された混合物の認定証の有効期間は、認定証の発行日から6ヶ月とする。

（2）混合所設備の新築・改築後に新たに申請を行い認定を受けた混合物の認定証の有効期間は、次の各号による。

① 規則に定める通常の委員会で認定された混合物の認定証の有効期間は、認定証の発行日から1年間とする。

② 規則に定める委員会を開催せず持ち回り等にて認定された混合物の認定証の有効期間は、認定証の発行日から6ヶ月以上1年未満とする。

①もしくは②の選択は、申請者が決定できるものとする。

(附 則)

本細則（案）は、平成１１年 ３月 １６日から施行する。

本細則（案）は、平成１１年 １０月 １日に一部改正する。

本細則（案）は、平成１３年 ２月 ２１日に一部改正する。

本細則（案）は、平成１６年 ３月 ８日に一部改正する。

本細則（案）は、平成１９年 ９月 ７日に一部改正する。

本細則は、平成２２年 １０月 １日に一部改正する。

本細則は、平成２５年 ２月 ２６日に一部改正する。

本細則は、平成２８年 ４月 １日に一部改正する。

本細則は、令和 ５年 １０月 ５日に一部改正する。

本細則は、令和 ７年 ３月 ６日に一部改訂するものとし、令和 ７年 ４月 １日から
次回改訂時までの暫定運用とする。

【改善指導に対する規定】

通常ケース	①	『混合物の品質に与える影響度合いに関係なく』同じ内容の改善指導項目の指摘が、連続、非連続に係わらず「2回目」までの場合は、 ⇒ 1) 「改善計画書」の提出を求め、改善/改善予定を確認し、「認定証の発行/継続」を行う。(従来通り) ⇒ 2) 次回の立会審査/立入調査時にて改善が確認できなければ、再度改善指導を指摘する。
繰返し型 改善指導の 品質影響度 「大」 のケース	②	『混合物の品質に与える影響が大きいと見なされる』同じ内容の改善指導項目の指摘が、「連続して3回目」、または「通算(非連続)して4回目」の場合 ⇒ 原則として「認定取り消し」とする。
	③	(イ) 『混合物の品質に与える影響が大きいと見なされる』同じ内容の改善指導項目の指摘が「通算(非連続)して3回目」の場合 ⇒ 1) 「改善計画書及び再発防止計画書」の提出を求め、改善を確認する。 ⇒ 2) 「計画書(書類)」で確認できれば、「認定書の発行/継続」を行う。 ⇒ 3) 次回の立会審査/立入調査時の確認において、改善/再発防止対策が不十分であれば、その改善確認ができるまで、「認定証の回収」を行う。 ⇒ 4) 「計画書(書類)」で再発防止計画が不十分であれば、再発防止計画が承認できるまで、「認定証の発行一時停止/回収」を行う。
繰返し型 改善指導の 品質影響度 「小」 のケース		(ロ) 『混合物の品質に与える影響が小さいと見なされる』同じ内容の改善指導項目の指摘が、「連続して3回目」の場合 ⇒ (イ) に同じ
	④	『混合物の品質に与える影響が小さいと見なされる』同じ内容の改善指導項目の指摘が、通算して3回目以上の場合 ⇒ 1) 「改善計画書」の提出を求め改善を確認し、「認定証の発行/継続」を行う。 ⇒ 2) 次回の立会審査/立入調査時にて、改善が確認できなければ、その改善が確認できるまで、「認定証の回収」を行う。
注1) 認定証の「発行/継続」、「取消し」、「発行一時停止」、「回収」は、全て審査委員会の承認を得て行う。 注2) 認定証の「発行一時停止」、「回収」の解除は、改善を確認後、事務局にて行う。解除後において、認定証の認定期間は当初のままとし、期間の変更は行わない。 注3) 認定証の「取消し」、「発行一時停止」、「回収」及び「解除」は、公表し発注機関に通知する。 注4) 新規参入の混合所に対しては、上記規定の適用を2年間猶予する。 注5) 1年間を通じて一度も改善指導の指摘を受けなかった場合、上記規定において算定する累積数を免除(リセット)する。		

誓 約 書

令和 年 月 日

アスファルト混合物事前審査委員会
委員長 殿

住 所
会 社 名
(混合所名)
代 表 者 氏 名 (印不要)

今回申請にて、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けた混合所は、以下の責務を違反することなく全うすることを誓約します。

1. 自主品質管理を的確に行い、品質・性状の適正な混合物を安定的に製造出荷する。
2. 認定された混合物の材料や配合を変更する場合には、あらかじめ審査機関に報告し、指示を受ける。
3. 以下の製造設備を改造する場合には、あらかじめ審査機関に報告し、指示を受ける。
骨材供給設備、骨材乾燥・加熱設備、分級装置、計量設備、混合設備、集じん設備および回収設備。

また、上記内容の誓約を遵守することができなかった場合については、「アスファルト混合物事前審査要領（九州地区）（令和7年3月国土交通省九州地方整備局）」に則り、すみやかに審査機関へ報告するとともに出荷を停止し、立入調査部会の立入調査など応じることもについても誓約します。